

船舶事故調査報告書

令和4年8月31日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和3年10月1日 03時20分ごろ
発生場所	愛媛県宇和島市高島南方沖 堂埼灯台から真方位261° 1.1海里付近 (概位 北緯33° 12.8′ 東経132° 29.6′)
事故の概要	漁船第18増栄丸は、揚網中、船長が負傷した。
事故調査の経過	令和4年1月17日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第18増栄丸、7.3トン
船舶番号、船舶所有者等	E H 2 - 8 4 1 1（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、船長が、灯船である僚船の周囲を巻いて投入した巻き網漁の漁網を揚収しようと、投錨して操舵室の右舷側壁に設置されたローラで引き綱（以下「本件引き綱」という。）を巻き上げ、本件引き綱の末端と漁網の先端を接続しているスイベルが甲板上に上がってきた。</p> <p>本船は、船長が、漁網を船上で一時的に係止する目的で末端を固定された索の先端にあるフック型の金具（以下「本件フック」という。）が甲板員によってスイベルに掛けられたのを見て、本件引き綱を船尾部に移動しようとローラから外そうとした際、本件フックがスイベルから外れて漁網が海中に引き込まれ始めた。</p> <p>船長は、急いで、本件引き綱を再度ローラに巻き直そうとしたところ、本件引き綱が漁網に引かれて緊張し、右手人差し指が本件引き綱とローラとの間に挟まり、右手人差し指先端部に裂傷を負った。</p> <p>船長は、本事故時、甲板員により、本件フックがスイベルに不安定な状態で掛けられていたところに、本件引き綱をローラから一気に外そうとしたので、本件引き綱が緩んで漁網が海中に引き込まれてスイベルが動き、本件フックが外れたと思った。</p>
分析	本船は、揚網中、スイベルに掛けられていた本件フックが外れて本件引き綱が漁網により海中に引き込まれ始めた際、船長が、ローラから外そうとしていた本件引き綱を再度ローラに巻き直そうとしたことから、右手人差し指を本件引き綱とローラとの間に挟まれて、負傷し

	<p>たものと考えられる。</p> <p>本船は、本事故時、甲板員により、本件フックがスイベルに不安定な状態で掛けられていたところに、船長が、本件引き綱を船尾部に移動させようとローラから一気に外そうとしたことから、本件引き綱が緩んで漁網が海中に引き込まれてスイベルが動き、本件フックが外れたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、揚網中、スイベルに掛けられていた本件フックが外れて本件引き綱が漁網により海中に引き込まれ始めた際、船長が、ローラから外そうとしていた本件引き綱を再度ローラに巻き直そうとしたため、右手人差し指を本件引き綱とローラとの間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、漁網の揚収時に、漁網の引き綱をローラから外そうとした際、海中に引き込まれる事態が生じた時は、引き綱を無理にローラに巻き直そうとしないで、手が巻き込まれないようにそのまま引き綱を、絡まないように安全に放すこと。 ・ 船長は、漁網の揚収時に、引き綱の巻き上げの場所を移動するため、漁網の張力を引き綱から一時係止用の器具などに移す際には、その器具が安定した状態で漁網側の器具に掛けられていることを確認した後、巻き揚げ用のローラをゆっくりと巻き出すなどして、引き綱から一時係止用の器具に漁網の張力を確実に移動させてから、引き綱をローラから外すこと。